

.....

鳥羽市立地適正化計画(素案)

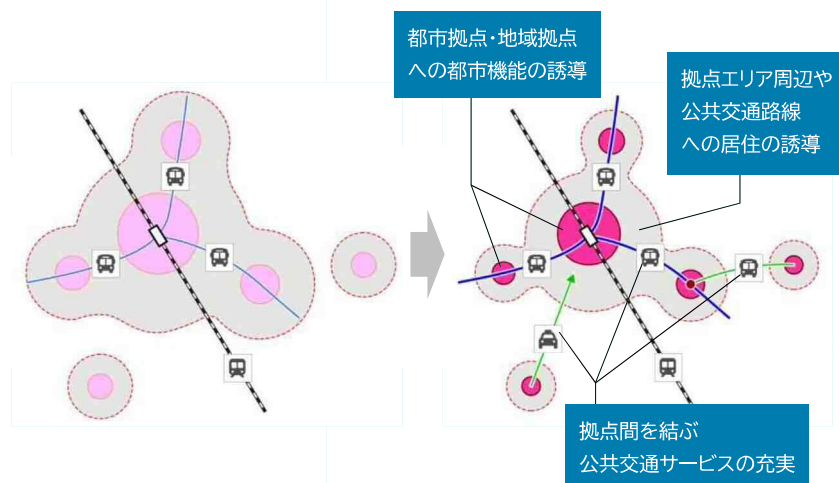
【概要版】

.....

令和 7 年(2025 年)12 月
鳥 羽 市

立地適正化計画とは

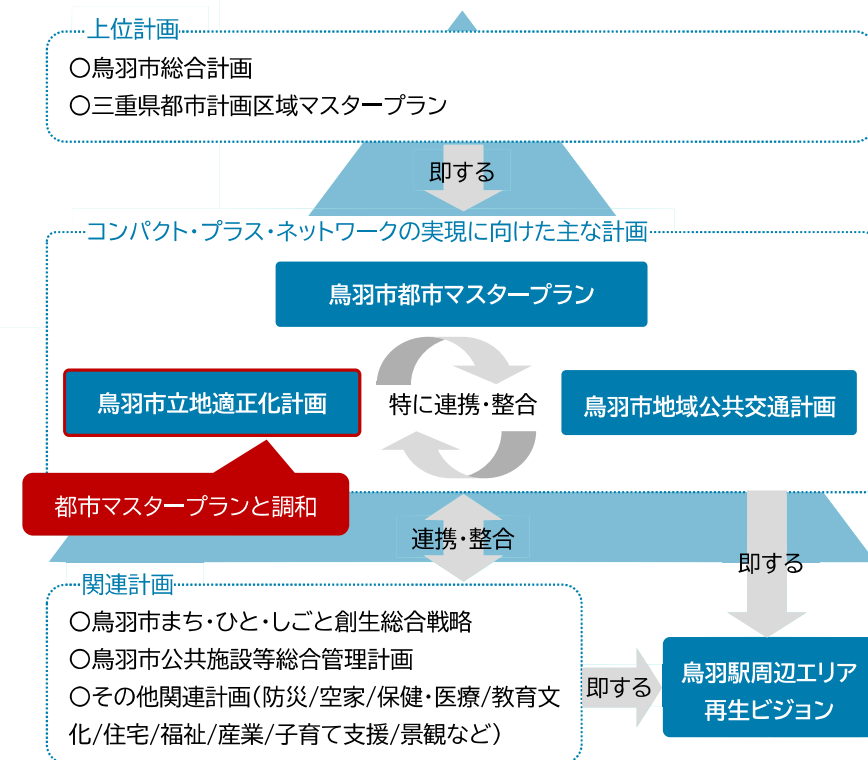
立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進しようとするものです。



出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（令和 7 年（2025 年）4 月改訂）をもとに作成

計画の位置づけ等

鳥羽市立地適正化計画は、「鳥羽市総合計画」及び「鳥羽市都市マスタープラン」で掲げる将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現に向けたアクションプランとして位置付けます。



対象区域	鳥羽都市計画区域
目標年次	令和 16 年（2034 年）

まちづくりの主要課題

視点	まちづくりの主要課題
居住	既存市街地の形成状況や災害リスクを踏まえ、人口密度を維持するエリアを選択・集中し、当エリアにおいて居住の誘導や空家対策等に取り組む必要があります。
都市機能	人口密度を維持するエリア等においては、生活サービス施設等の都市機能を充実させるとともに、鳥羽駅周辺等の中心部においては、災害リスクに対する対策をしつつ都市機能の集積等により拠点性を向上する必要があります。
公共交通	公共交通路線沿線での人口密度の維持を図る一方で、居住や都市機能の配置と併せて公共交通の選択・集中・補完による利便性の確保が必要です。
災害リスク	なるべく災害リスクの小さいエリアへの居住及び都市機能を移転するといった災害リスクの回避を検討する一方で、既存市街地における災害リスクの低減についても検討する必要があります。
財政	より多くの人が公共サービスを享受できるように、居住や都市機能の配置と併せて公共施設等の適正配置を行いつつ、総量を縮減することで維持・更新費を削減する必要があります。

まちづくりの理念・方針

海の恵みと調和した持続可能な集約型都市

方針1：多極型コンパクト・プラス・ネットワークの形成

- 地理的特性及び産業特性を踏まえ、居住を誘導するエリアや、持続可能な地域づくりのために生活利便性や交通利便性を確保するエリア等を設定します。
- 既に市街地が形成されているエリアの大半において災害リスクが大きいことを踏まえ、現時点で居住や都市機能が集積していなくても、拠点へのアクセス性や安全性を考慮し、長期的に居住を誘導する独自の区域を設定します。
- 居住を誘導するエリア等において、生活サービス施設等の都市機能を充実させます。
- 空家等対策計画と連携した既存の空家対策を推進するとともに、課題解決を図る道筋を整理します。
- 居住を誘導するエリア等では、かもめバス等による公共交通利便性の向上を図るとともに、その他の既存集落等では新たな公共交通により移動を補完します。

方針2：鳥羽駅周辺の活性化

- 鳥羽駅周辺において、空きビルの解消や低未利用地の土地利用転換により拠点性を向上します。
- 市民の生活を支える機能の充実を目指すことを前提とし、鳥羽駅周辺が広域的な玄関口の役割を担っていることを踏まえ、鳥羽駅周辺に必要な機能を検討します。

方針3：災害リスクの回避及び低減

- 災害リスクを踏まえて居住を誘導するエリアを検討します。
- 居住や都市機能を誘導するエリアにおいて災害リスク低減に向けて取り組みます。
- 防災の取組はすぐに始められることは限られるため、施策・事業については短期・中長期に分けて検討します。

目指すべき都市の骨格構造

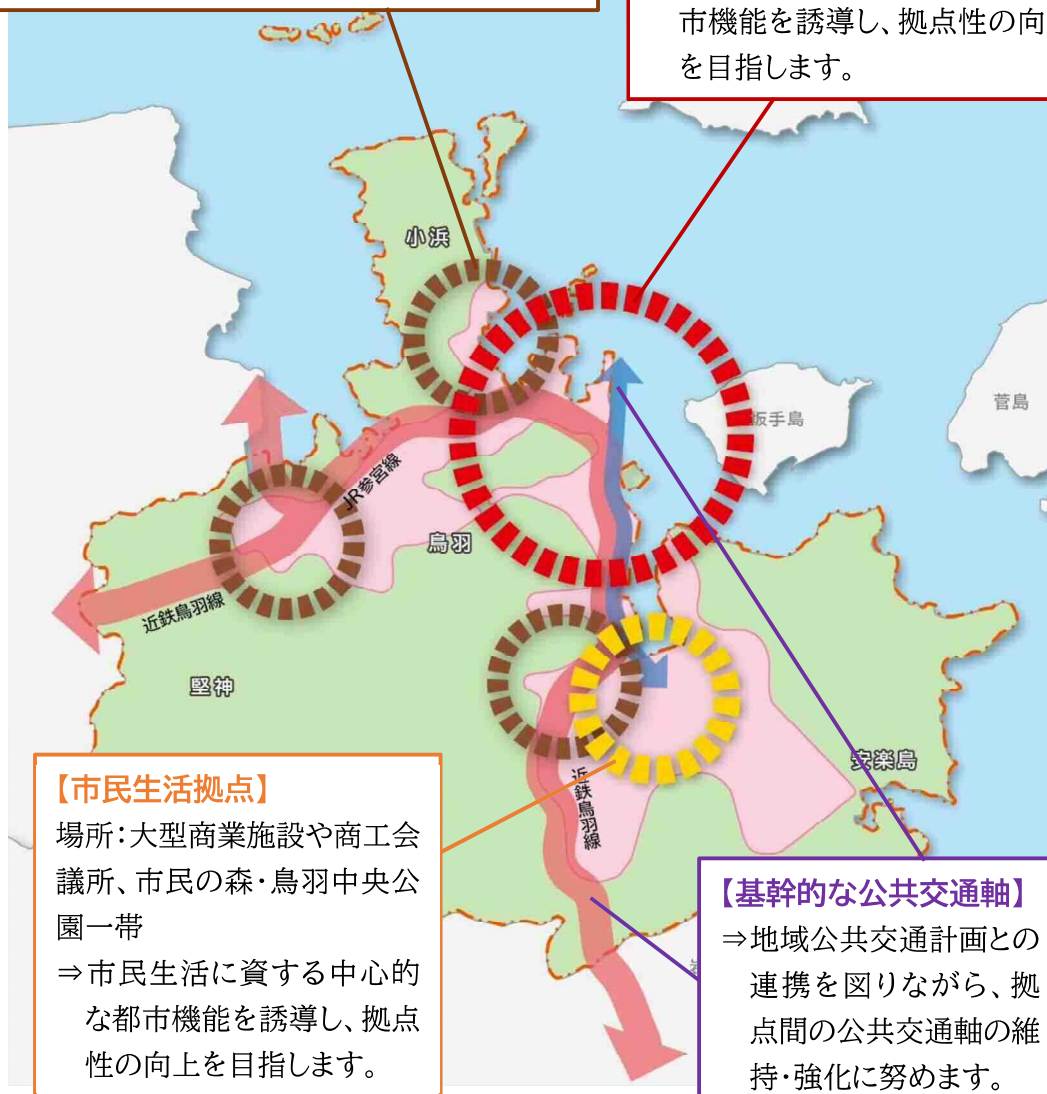
立地適正化計画は、都市マスタープランの高度化版であるという位置づけを踏まえ、鳥羽市立地適正化計画で設定する拠点は、都市マスタープランにおける拠点を踏まえて設定します。

【地域拠点】

場所：小浜周辺、池の浦駅周辺、赤崎駅周辺
⇒既存ストックの有効活用や公共交通利便性、災害リスクの視点も踏まえて設定します。

【広域交流中心拠点】

場所：鳥羽駅周辺、中之郷駅周辺
⇒広域交流に資する中心的な都市機能を誘導し、拠点性の向上を目指します。



【市民生活拠点】

場所：大型商業施設や商工会議所、市民の森・鳥羽中央公園一帯
⇒市民生活に資する中心的な都市機能を誘導し、拠点性の向上を目指します。

【基幹的な公共交通軸】

⇒地域公共交通計画との連携を図りながら、拠点間の公共交通軸の維持・強化に努めます。

凡例

	広域交流中心拠点		基幹的な公共交通軸(鉄道)		市街地ゾーン
	市民生活中心拠点		基幹的な公共交通軸(バス)		自然環境ゾーン
	地域拠点				都市計画区域

※「ゾーン」は鳥羽市都市マスタープランと同様

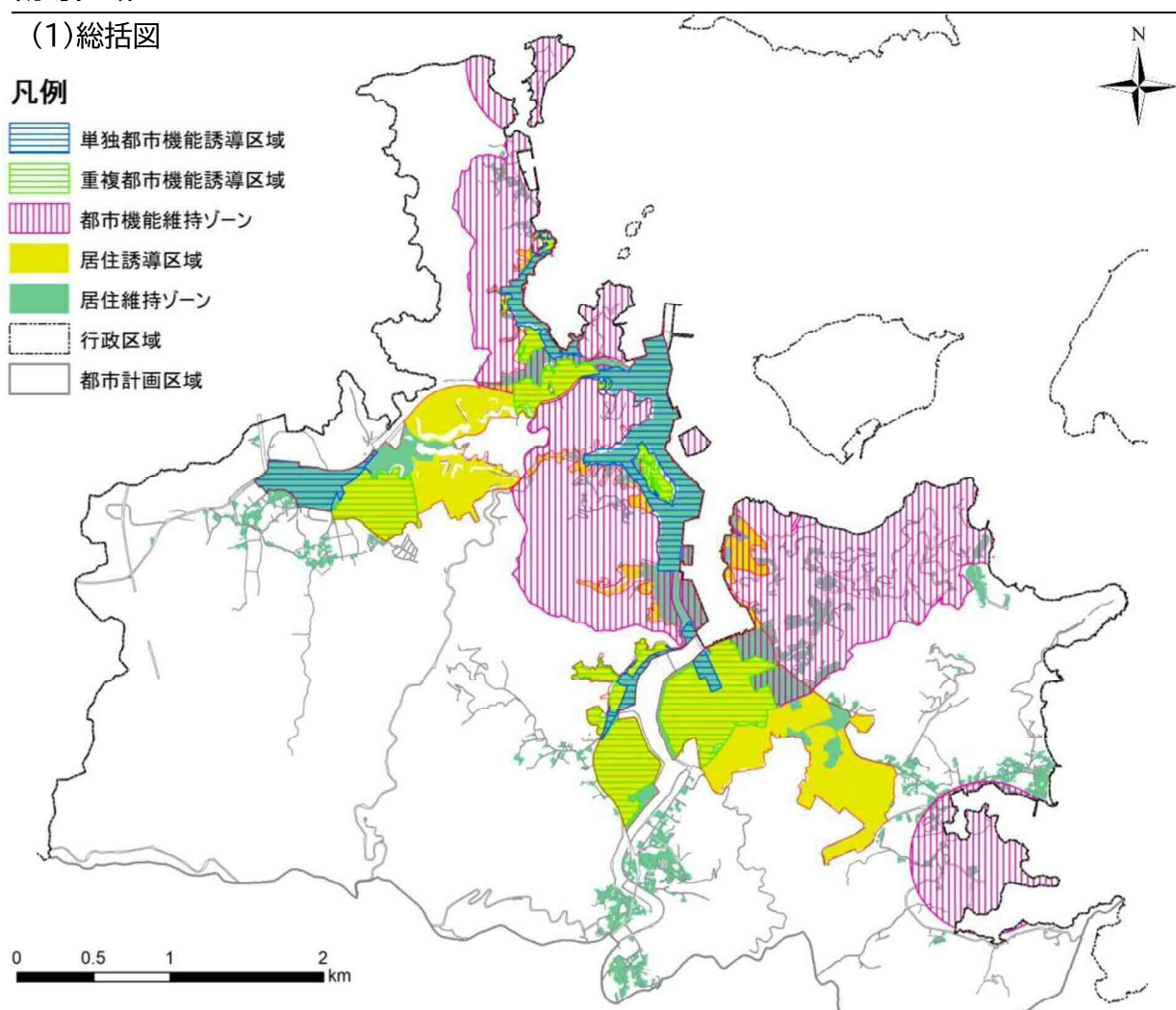
※「基幹的な公共交通軸」は、近鉄鳥羽線・志摩線、及び日 30 本以上の運行頻度がある鳥羽駅から鳥羽市民の森公園周辺にかけてのバス路線に設定

誘導区域

(1)総括図

凡例

-  単独都市機能誘導区域
-  重複都市機能誘導区域
-  都市機能維持ゾーン
-  居住誘導区域
-  居住維持ゾーン
-  行政区域
-  都市計画区域



	都市機能に関する区域		居住に関する区域
法定の区域	都市機能誘導区域 医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を緩やかに誘導、集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域		 居住誘導区域 人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度を維持するために居住を誘導する区域
	 単独都市機能誘導区域 都市機能誘導区域のうち、居住誘導区域外の商業系用途地域、準住居地域、及び準工業地域(一部を除く)	 重複都市機能誘導区域 都市機能誘導区域のうち、居住誘導区域内かつ鉄道駅・基幹バス停の徒歩圏	
任意の区域	 都市機能維持ゾーン 宿泊施設等の立地維持を図るほか、防災上課題がみられる宿泊施設等の廃屋について、施設や敷地の利活用に向けての改築や撤去を促すとともに、規制誘導の仕組みづくりを検討する区域		 居住維持ゾーン 長期的には居住誘導区域への緩やかな誘導を前提としつつ、引き続き良好な生活環境の維持に努めるとともに、居住者の安全を確保するための取組みを継続する区域

誘導施設

【基本的な考え方】

○都市計画運用指針等による考え方及び本市における都市機能増進施設の立地状況により、誘導施設の候補を検討します。

○誘導施設の候補について、誘導施設として設定することの是非を検討するとともに、エリアごとの設定の是非を総合的に判断し、最終的な誘導施設を設定します。

【誘導施設(中心拠点)】

施設区分	誘導施設	広域交流中心拠点		市民生活中心拠点	
		鳥羽駅周辺エリア		大明エリア	
		単独	重複	単独	重複
医療施設	夜間・休日応急診療所				○
	一般診療所		◎		○
	歯科診療所	○	◎	◎	○
福祉施設	保健福祉センター				○
	地域包括支援センター				○
	介護事業所(入所系)		◎		◎
	介護事業所(通所系)		◎		◎
	介護事業所(訪問系)	◎	◎	◎	○
	介護事業所(小規模多機能系)		◎		◎
	障害福祉事業所		◎		○
子育て	保育園・こども園・幼稚園		◎		◎
支援施設	子育て支援センター	◎	◎	◎	◎
文化施設	図書館				○
	博物館	○	◎		
	文化ホール				○
商業施設	複合型商業施設(再開発・駅ビル)	◎			
	総合スーパー			○	
	食品スーパー	○	◎	◎	◎
	ドラッグストア	◎	◎	◎	○
	コンビニエンスストア	◎	○	◎	◎
	ホームセンター	◎	◎	◎	○
行政施設	市役所		○		
金融施設	銀行	○	◎	○	◎
	信用金庫	◎	◎	◎	◎
	郵便局	○	◎	◎	◎
	JA バンク	○	◎	◎	◎
	JF マリンバンク	◎	◎	◎	◎
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)	○	○		

【誘導施設(地域拠点)】

施設区分	誘導施設	地域拠点					
		小浜エリア		池の浦駅周辺 エリア		赤崎駅周辺 エリア	
		単独	重複	単独	重複	単独	重複
医療施設	夜間・休日応急診療所						
	一般診療所		◎		◎		◎
	歯科診療所	◎	◎	◎	◎	◎	○
福祉施設	保健福祉センター						
	地域包括支援センター						
	介護事業所(入所系)		◎		◎		◎
	介護事業所(通所系)		◎		◎		◎
	介護事業所(訪問系)	◎	◎	○	◎	◎	◎
	介護事業所(小規模多機能系)		◎		◎		◎
	障害福祉事業所		◎		◎		○
子育て 支援施設	保育園・こども園・幼稚園		◎		◎		◎
	子育て支援センター	◎	◎	◎	◎	◎	◎
文化施設	図書館						
	博物館						
	文化ホール						
商業施設	複合型商業施設(再開発・駅ビル)						
	総合スーパー						
	食品スーパー	◎	◎	◎	◎	◎	○
	ドラッグストア	◎	◎	◎	◎	◎	○
	コンビニエンスストア	◎	◎	○	◎	○	◎
	ホームセンター	◎	◎	◎	◎	◎	◎
行政施設	市役所						
金融施設	銀行	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	信用金庫	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	郵便局	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	JA バンク	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	JF マリンバンク	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交流施設	宿泊施設(民宿を除く)	○	○	○			

※**単独**: 単独都市機能誘導区域、**重複**: 重複都市機能誘導区域、◎: 新たに位置付ける誘導施設、○: 既存のものを維持する誘導施設、**緑字**: 重複都市機能誘導区域のみに設定する誘導施設

誘導施策

(1) 居住誘導のための施策

項目	内容	実施主体
住宅の建設・購入に対する金融措置	居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅金融支援機構による住宅ローン(フラット 35)の金利引下げを行います。	国
移住・定住の促進	移住・定住に向けた情報発信及び受け入れ体制の充実を行います。	県市
公共交通ネットワークの充実	鳥羽市地域公共交通計画と連携し、各拠点間を移動しやすい交通体系を推進します。	市
空き家対策の推進	鳥羽市空家等対策計画と連携し、空家等の適正管理及び利活用等を図るなど、空き家対策を推進します。	市
新たな支援措置の検討	居住誘導区域における新たな施策の検討や既存施策の拡充を検討します。	市
居住誘導区域内での防災・減災対策	防災指針に掲げる“具体的な取組”を推進します。	国 県市

(2) 誘導施設の誘導のための施策

項目	内容	実施主体
鳥羽駅周辺の再生	鳥羽駅周辺エリア 2040 将来ビジョンにおける各種取組の推進により「PorTOBA」の実現を目指します。	市
	鳥羽駅周辺における、民間事業者が主体となって行う再開発事業を支援し、市民の利便性の向上や関係人口の増加を促進させます。	市
鳥羽城跡とその城下町のまちなみの活用	歴史的建造物の修復・修景などにより、人が憩える町並みの形成に努め、関係人口の増加を促進します。	市
都市のスポンジ化対策	立地誘導促進施設協定、低未利用土地権利設定等促進計画などの導入を検討し、空き家・空き地・低未利用地等の活用と併せ、道路や公園の整備を検討します。	市
空き家等の利活用	民間主導による空家等を活用した取り組み等に対し、必要な支援を行い、中心市街地における商業・観光業の振興につなげます。	市
土地等の譲渡所得にかかる税制措置の活用	誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例や、都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例により、都市機能誘導区域への誘導施設の誘導を促進します。	国

項目	内容	実施主体
公共施設の適正配置	鳥羽市公共施設等総合管理計画と連携し、公共施設の適正規模・適正配置化や複合化・多機能化・再配置を行います。	市
観光資源の魅力向上と旅行者の受入環境の充実	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てることを目的に、令和8年(2026年)4月1日から宿泊税の課税を開始します。	市
都市機能誘導区域内での防災・減災対策	防災指針に掲げる“具体的な取組”を推進します。	国 県 市

(3) 老朽化した都市計画施設の改修に関する施策

都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第109条の2及び第109条の3の規定に基づき認可があったものとみなされる都市計画法第59条第1項の都市計画事業として実施し、都市計画法の規定に基づき認可を受けて実施する都市計画事業と同様に都市計画税を充当して改修を進めることとします。また、老朽化対策に活用できる国の補助・交付金事業等の活用を図り、事業効率の検討を行います。

届出制度

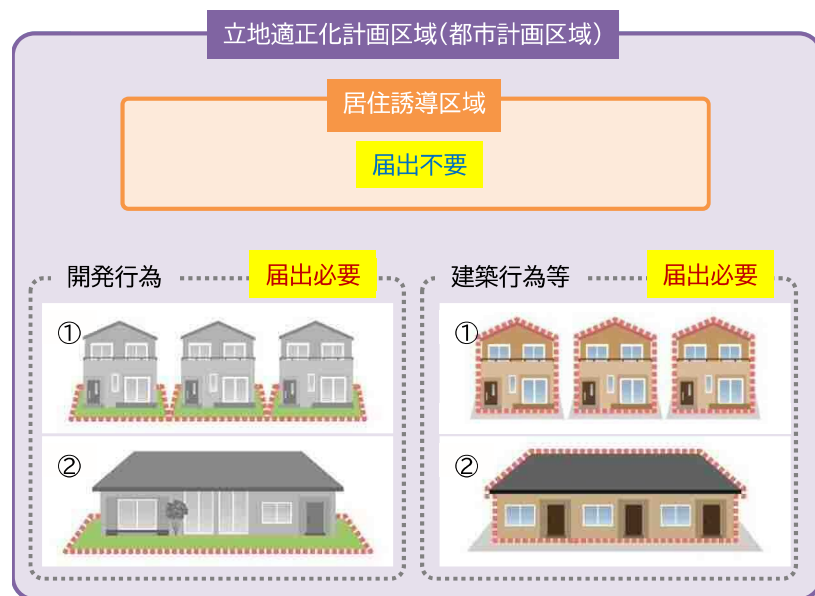
(1) 居住誘導区域外に関する届出・勧告

居住誘導区域外(都市計画区域内)において一定規模以上の開発行為と建築等行為を行う場合、原則として、開発行為等に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

【届出の対象】

開発行為
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築行為等
①3戸以上の住宅を新築しようとする場
②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※立地適正化計画区域外(都市計画区域外)は届出不要



居住誘導区域外に関する届出対象のイメージ

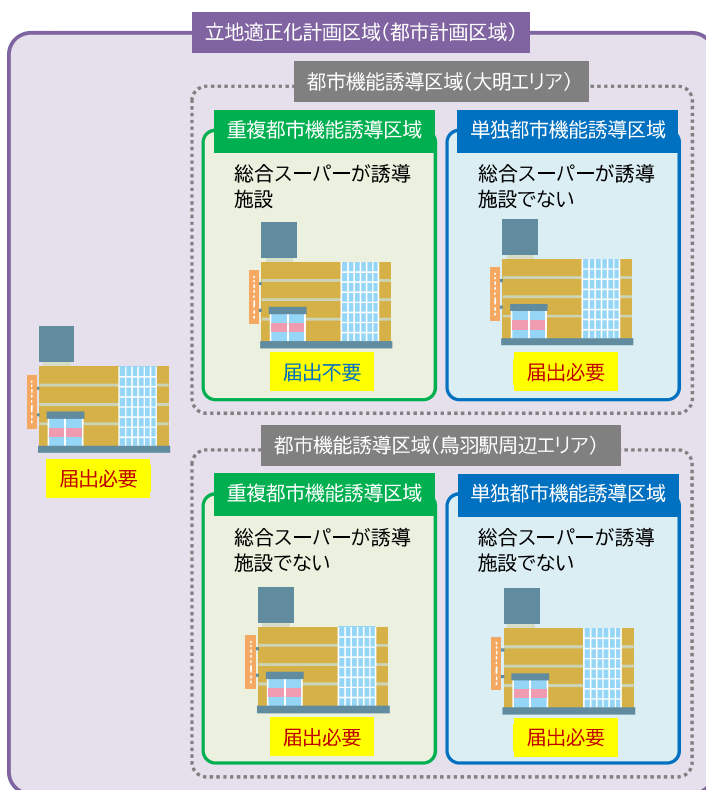
(2) 都市機能誘導区域外に関する届出・勧告(開発行為等)

都市機能誘導区域外(都市計画区域内)において誘導施設の建築等を行う場合、原則として、開発行為等に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

【届出の対象】

開発行為
①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等
①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※立地適正化計画区域外(都市計画区域外)は届出不要



都市機能誘導区域に関する届出(開発行為等)対象のイメージ

(3) 都市機能誘導区域内に関する届出・勧告(誘導施設の休廃止)

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合、原則として、誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が必要となります。

防災指針

(1) 防災指針とは

「防災指針」は、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能を確保するための具体的な取組を位置づけるものです。



(2) 災害リスク分析

本市で発生するおそれのある災害として、市、県、及び国などから公表されている様々な自然災害のリスクがあります。そのうち、「洪水」、「雨水出水(内水)」、「高潮」、「津波」、「土砂災害」に関して、災害リスクを分析します。

【分析項目】

災害リスク	災害ハザード情報
洪水	洪水浸水想定区域(計画規模:L1)、洪水浸水想定区域(想定最大規模:L2)、洪水浸水継続時間(想定最大規模:L2)、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食:L2)
雨水出水(内水)	内水浸水想定区域(想定最大規模:L2) 浸水実績
高潮	高潮浸水想定区域(想定最大規模:L2)
津波	津波浸水想定区域(理論上最大:L2)
地震	震度分布(南海トラフ理論上最大)、液状化危険度予測分布(南海トラフ理論上最大)
土砂	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域
その他	大規模盛土造成地

【災害リスクの現状と課題】

災害リスク	災害ハザード情報
洪水	居住や都市機能が集積する大明エリアをはじめ、河川沿いに広がる市街地や集落地の広範囲に浸水想定区域が指定されており、建物や避難施設、都市機能においても浸水の危険性があります。 また、幹線道路における長時間の浸水により、応急活動や緊急輸送等への影響が発生するおそれがあります。河川沿岸部では、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアがあり、建物が倒壊・流出する危険性があります。
雨水出水(内水)	浸水深は比較的低くなっているものの、市街地や集落地の多くが浸水するおそれがあり、避難施設においても浸水の危険性があります。また、大明エリア、赤崎駅周辺エリア、及び池の浦駅周辺エリアでは、平屋で垂直避難が困難な建物もあります。鳥羽二丁目から鳥羽四丁目にかけて、家屋の浸水実績が多く、浸水リスクの高いエリアとなっています。
高潮	高潮浸水想定区域と津波浸水想定区域の位置は類似しており、津波災害の方がより広範囲且つ大規模な被害が想定されます。
津波	中心部を含む多くのエリアで浸水の危険性があり、避難施設や防災拠点、都市機能についても浸水のおそれがあります。
土砂	ほとんどの居住地で被害を受ける危険性があり、道路や鉄道の被災による交通断絶のおそれ、及びそれによる各地での孤立地域の発生のおそれがあります。

(3) 防災まちづくりの将来像

本市では、「海」を単なる自然資源としてではなく、生活・文化・歴史・産業の中心的存在として捉え、ともに生きてきました。海には、津波や高潮といった災害リスクが伴うものの、それによって海を拒絶するのではなく、総合的な防災・減災対策を講じることで安全を確保し、今後も海とともに生きる姿勢を継続していきます。

以上を踏まえ、本市における防災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

海とともに生きる災害に強いまち

災害リスクへの対応は、より安全なエリアへの居住等の誘導を促進するなどの「災害リスクの回避(ソフト)」、防災関連施設整備などの「災害リスクの低減(ハード)」、自助・共助の考え方に基づく情報提供や避難体制の強化などの「災害リスクの低減(ソフト)」といった取組みを総合的に展開することで、「海とともに生きる災害に強いまち」を目指します。

災害リスクの回避(ソフト)

リスクの発生要因そのものの除去等により、リスクをなくす
⇒土地利用規制の強化、安全なエリアへの移転など

災害リスクの低減

リスクの発生確率の低下又はリスクの軽減対策を行う

(ハード)

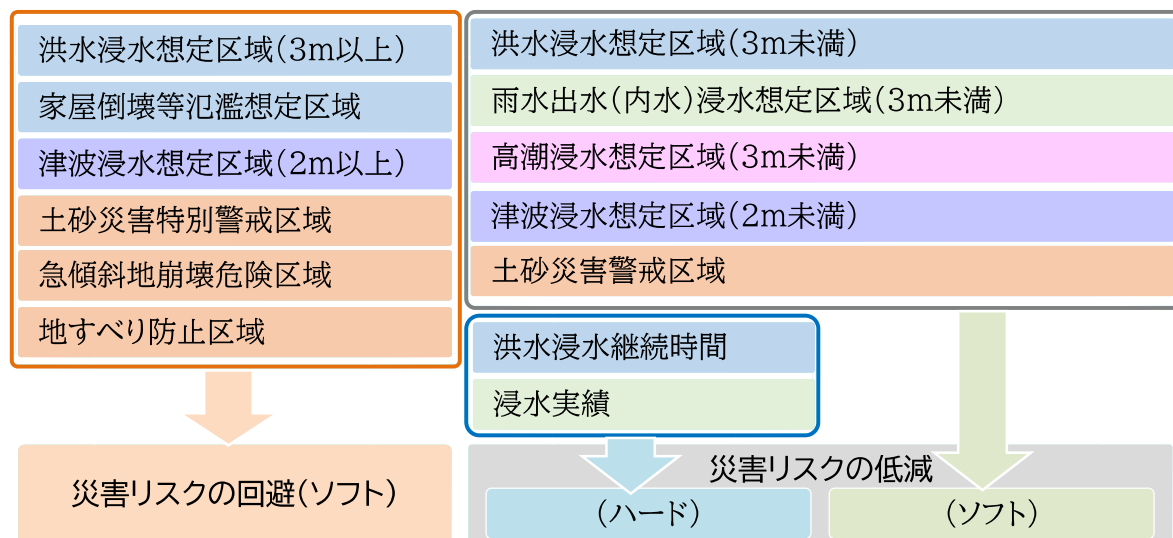
⇒防災施設整備、避難施設整備、建物の構造強化など

(ソフト)

⇒防災訓練、ハザードの周知、防災教育など

(4)取組方針

より甚大な被害をもたらすことが想定される「洪水浸水深 3.0m 以上」「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)」「津波浸水深 2.0m 以上」「土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「地すべり防止区域」については、災害リスクの回避(ソフト)に取り組む方針とし、居住誘導区域からも除外します。その他の災害リスクについては、ハード・ソフト対策により、災害リスクの低減に取り組む方針とします。



【参考】洪水浸水深の考え方について

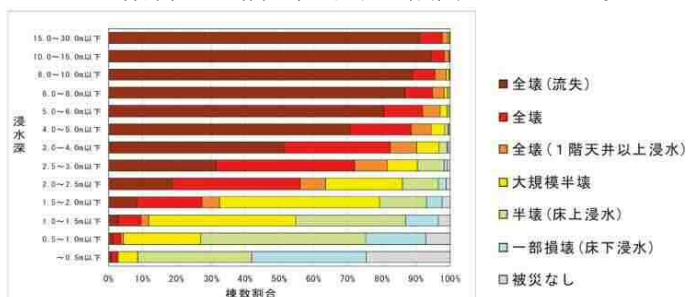
- ・浸水深さが 3.0m を超えると一般的な 2 階建の建物では垂直避難が困難となる。
- ・浸水深は、0.5m を超えると床上浸水となるため、2 階への避難が必要となる。



出典:水害ハザードマップ作成の手引き(令和 5 年(2023 年)5 月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)

【参考】津波浸水深の考え方について

- ・浸水深 2m 前後で被災状況に大きな差があり、浸水深 2m 以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下する傾向がみられる。



出典:「津波被災市街地復興手法検討調査(とりまとめ)」(平成 24 年(2012 年)4 月 国交省都市局))

(5)具体的な取組

対応 区分	分類	災害 ハザード	施策	実施 主体
回避 (ソフト)	新規の災害 リスク対象の抑制	全般	災害ハザードの更新を踏まえた居住誘導区域の見直し	市
			災害ハザード内における建築制限の検討	市
	既存の災害 リスク対象の移転等	津波	災害ハザードエリア外への居住の移転(土砂災害防止法第 26 条による移転勧告の活用)	県・市
			高台市街地の検討	市
			業務系・公共系等の施設配置のあり方検討	市
低減 (ハード)	防災施設 整備	洪水	鳥羽河内ダムの整備	県
			河川整備、護岸改修、河道掘削	県・市
		洪水・土砂	保安林の改良・整備	県
		雨水出水 (内水)	都市下水路の維持補修、排水処理施設の整備	市
		津波	海岸保全施設の整備・改修(港湾改修、堤防整備等)	県・市
		土砂	砂防関係施設の整備	県
	避難体制 の強化	洪水・津波	緊急輸送道路の環境整備	市
			避難路整備	市
		全般	避難場所・避難所の確保	市
			避難所等の改修	市
	街区・建物 単位での 防災力強化	津波	共同・協調建替えや面的整備	市
			狭あい道路や行き止まり道路の解消	市
			ブロック塀の撤去、生垣の設置	市
		洪水・津波	公共施設の構造強化(耐震化・耐浪化・不燃化等)	市
			建築物の構造強化(耐震化・耐浪化・不燃化等)	市
		全般	空家対策(管理不全空家等の解消の促進)	市
低減 (ソフト)	街区・建物 単位での 防災力強化	全般	空家対策(発生の予防、利活用・適正管理の促進)	市
	地域の防 災力強化		多様な防災訓練の実施	県・市
			ハザードの周知徹底	市
			防災教育や広報活動等の推進	市
			自主防災組織の強化	市
			避難所運営マニュアルの作成支援	市
			避難確保計画の作成支援	市
			地区防災計画策定の促進	市

対応区分	分類	災害ハザード	施策	実施主体
低減 (ソフト)	要配慮者への重点的な対策	全般	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	県・市
	帰宅困難者対策		企業における事業継続計画(BCP)策定の促進	県・市
			観光施設と連携した防災訓練	市
			施設毎の防災マニュアルの整備・充実	市
			観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化	県・市
			外国人住民・観光客支援	市
	その他災害時の対応力強化		情報収集体制・情報伝達体制の整備・充実	国・ 県・市
			大雨警報(土砂災害・浸水災害)・洪水警報等の除外格子の設定	国
			記録的短時間大雨情報の改善	国
			警報等発表基準の改善	国
			危険度分布の通知の細分化	国
			危険管理水位計等の設置	県・市
			浸水センサ等の設置	県・市
			防災DXの推進	国・ 県・市

※鳥羽河地ダムの整備のみ5年以内の短期的な取組とし、それ以外は10～20年程度の中長期的な取組とします。

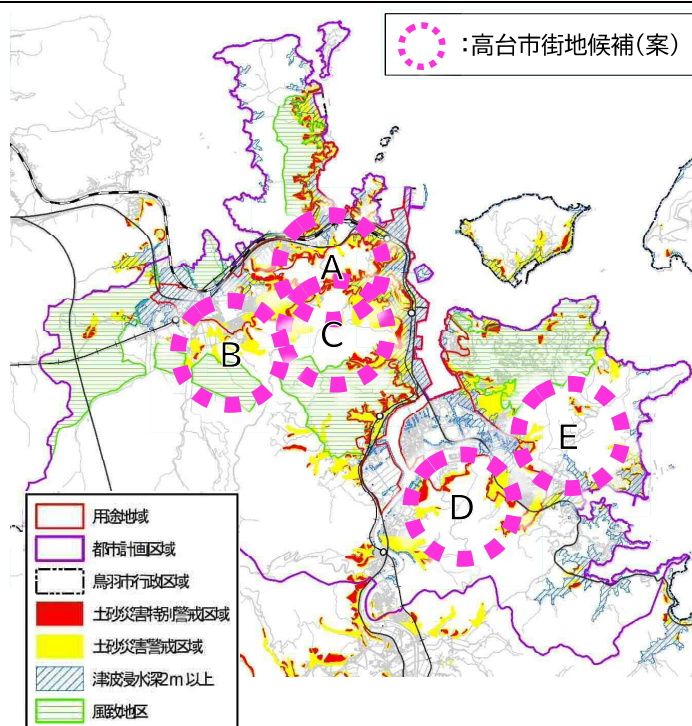
高台市街地の検討

(1) 基本的な考え方

本市では、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない状況であり、また、津波による被害が大きいエリアに居住が集積している状況です。

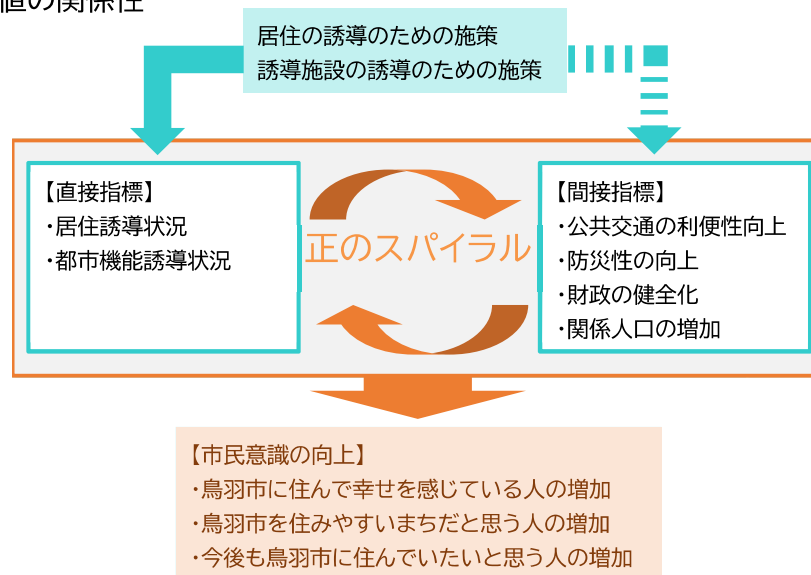
そのため、「①南海トラフ地震等が起きた際の移転先としての目的」、「②南海トラフ地震等を事前に回避するための事前復興まちづくりとしての目的」の2つの目的から、高台市街地の検討を行うこととします。

高台市街地候補(案)は、人々が安全・快適に暮らせるように、駅及び用途地域の周辺且つ風致地区、津波浸水想定区域(理論上最大:L2)、土砂災害警戒区域等に含まれない部分から抽出しました。



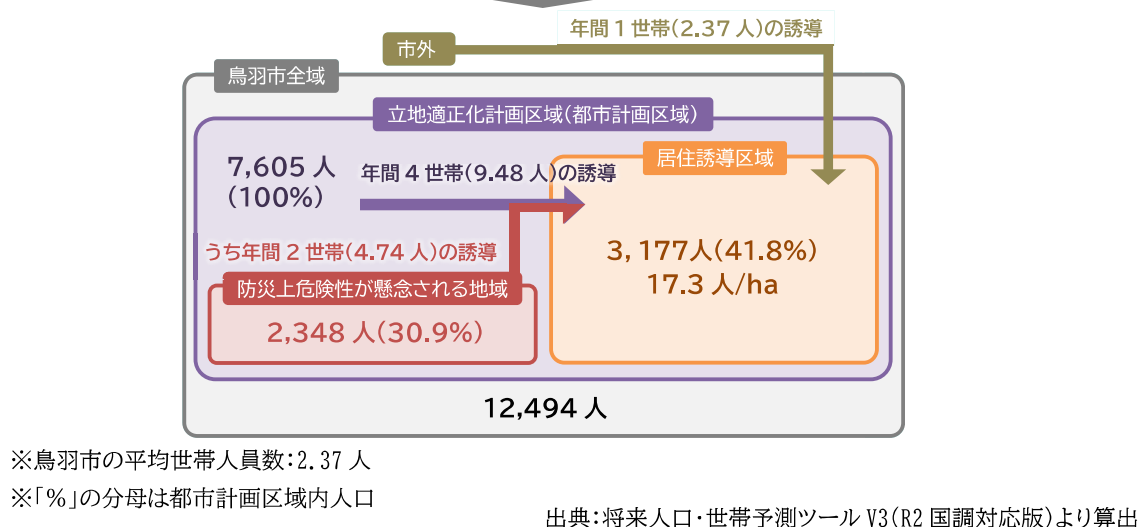
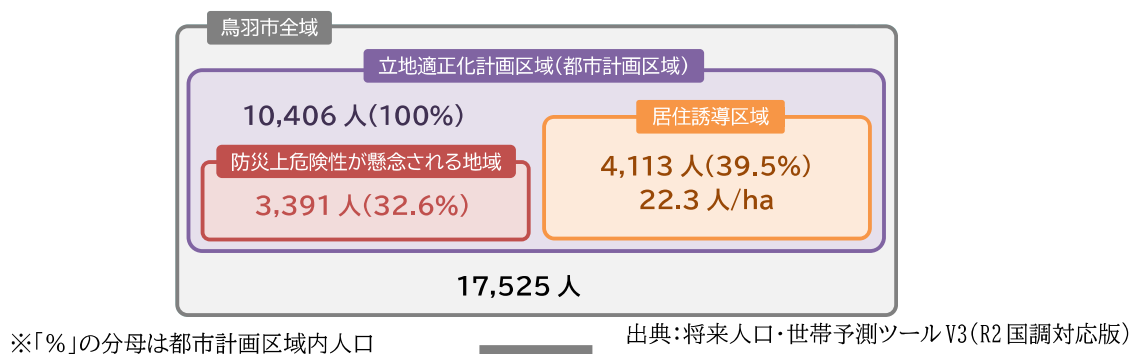
定量的な目標値等

(1) 各目標値の関係性



(2) 目標値設定に向けた人口動向の想定

居住の誘導のための施策の総合的な展開により、令和3年(2021年)から令和16年(2034年)にかけて、市外から年間1世帯(2.37人)、居住誘導区域外(都市計画区域内)から年間4世帯(9.48人)、うち防災上危険性が懸念される地域から年間2世帯(4.74人)を居住誘導区域へ誘導することを目指します。



(3) 直接指標

目標指標		基準値	目標値
居住誘導 状況	居住誘導区域内人口密度	令和 2 年(2020 年)	令和 16 年(2034 年)
		22.3 人/ha	17.3 人/ha
	都市計画区域内における居住誘導区域内人口割合	令和 2 年(2020 年)	令和 16 年(2034 年)
		39.5%	41.8%
都市機能 誘導状況	都市計画区域内における都市機能誘導区域内誘導施設(宿泊施設を除く)の割合	令和 7 年(2025 年)	令和 16 年(2034 年)
		61.3%	62.5%
	都市機能誘導区域及び都市機能維持ゾーン内の宿泊施設数	令和 7 年(2025 年)	令和 16 年(2034 年)
		30 施設	30 施設

(4) 間接指標

目標指標		基準値	目標値
公共交通 の利便性 向上	都市計画区域内人口に対する都市計画区域内の鉄道駅及び基幹バス停の徒歩圏人口カバー率	令和 2 年(2020 年)	令和 16 年(2034 年)
		49.1%	49.1%
	近鉄鳥羽駅利用者数	令和 6 年(2024 年)	令和 16 年(2034 年)
		525,950 人	525,950 人
	かもめバス利用者数	令和 6 年(2024 年)	令和 16 年(2034 年)
		195,075 人	195,075 人
防災性の 向上	都市計画区域内人口に対する都市計画区域内の防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合	令和 2 年(2020 年)	令和 16 年(2034 年)
		32.5%	30.9%
財政の健 全化	市民一人当たりの歳出額	令和 6 年(2024 年)	令和 11 年(2029 年)
		831 千円	974 千円

(5) 市民意識の向上

目標指標	基準値 令和 7 年(2025 年)	目標値 令和 16 年(2034 年)
鳥羽市に住んで幸せを感じている人の割合	71.8%	75.0%
鳥羽市を住みやすいまちだと思ふ人の割合	51.7%	55.0%
今後も鳥羽市に住んでいたいと思ふ人の割合	50.7%	55.0%

計画の評価・見直し

本市においては、PDCA サイクルの考え方にに基づき、進捗管理を実施していきます。
また、おおむね 5 年ごとに法定評価を実施し、計画の実行性を高めていきます。